

2019年9月吉日

お取引先様 各位

四国理科株式会社 経理部

消費税率改正に伴う弊社対応のご案内

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでに御高承の通り、本年10月1日より消費税率が現行の8%から10%に引き上げられることになりました。これに伴い弊社における消費税等の取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

1. 新税率適用日について

通常の商品販売は納品日が2019年10月1日以降、修理・点検は修理完了日または点検完了日が2019年10月1日以降より新税率10%を適用させていただきます。

※2019年9月30日迄のご注文であっても、納品が2019年10月1日以降となる場合は新税率10%を適用させていただきます。

2. 返品等の取扱いについて

2019年9月30日迄にご購入頂きました商品の返品等は、2019年10月1日以降であっても消費税率8%にて対応させていただきます。

3. 保守契約について

保守契約につきましては、2019年10月1日以降もしくは2019年10月1日以降をまたぐ契約期間であっても、ご請求を2019年9月30日までに終えている案件に関しては8%にて対応させていただきます。

4. 軽減税率について

今回の改正で、飲食料品（アルコール類は除く）は、軽減税率8%の対象となっておりますが、弊社が販売させていただきます商品に関しましては、例え飲食料品であっても使用目的が研究用となっていることから10%にて対応させていただきます。尚、食料品製造に使用される場合には、8%にて対応させていただきますので、ご注文の際にお申し付けください。

5. 御請求について

2019年10月1日以降発行致します総括請求書について、請求締日毎に消費税等の額は8%と10%の合算で表示し御請求させていただきます。尚、明細欄に消費税等の額8%に関しましては、消費税額等の金額の頭に「*」を印字し区分させていただきます。

その都度請求書を発行させている場合には、消費税等の額8%と10%をそれぞれ別に作成し、2通で御請求させていただきます。

ご不明な点がございましたら、弊社経理部(Tel 075-711-7171)までご連絡頂きますようお願い致します。

以上